

小児慢性特定疾病医療費助成の手続きが
平成28年1月から一部変わります

医療費助成を新たに希望される方
医療受給者証の更新をされる方
医療受給者証の記載事項に変更がある方
医療受給者証の再交付を希望される方

新規申請書、変更申請書、再交付申請書に、個人番号
(いわゆる「マイナンバー」)※の記載が必要となります

※行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号

1. 個人番号(マイナンバー)の記載が必要な方
 - ①小児慢性特定疾病にかかっているお子さま(患児)
 - ②申請者(患児の保護者)
 - ③患児と同じ医療保険に加入している方(国保加入の場合のみ)
2. 記載していただいた個人番号(マイナンバー)が正しいか確認させていただきますので、次のいずれかの書類をお持ちください。(写しでも可)
 - ア. 個人番号(マイナンバー)の記載が必要な方 全員の個人番号カード
 - イ. 個人番号(マイナンバー)の記載が必要な方 全員の通知カード
 - ウ. 個人番号(マイナンバー)の記載が必要な方 全員の個人番号が記載された住民票
3. 申請に来られた方の身元を確認させていただきますので、次のいずれかの書類をお持ちください。
 - I 個人番号カード
 - II 運転免許証、運転経歴証明書等
 - III 公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書など2つ以上
4. 申請時に個人番号を確認する書類及び身元を確認する書類を持参できない場合、後日郵送で各確認書類の写しを郵送してください。
郵送いただいた各確認書類の写しは、確認後、廃棄させていただきます。

5. 申請書等に記載されている申請者でない方が申請に来られる場合、委任状が必要になります。

なお、代理人の身元が確認できる書類（3. と同様の書類）が必用となりますので申請時にご提示をお願いします。

個人番号の記載が必要な書類一覧

1. 新規申請、更新申請の場合

個人番号の記載が必要な書類	番号確認が必要な方	身元確認が必要な方
支給認定申請書（様式第1号）	申請者及び患児	申請者
世帯調書（様式第2号）	患児と同じ医療保険に加入している方（国保加入の場合のみ）	—

2. 医療証の記載事項等に変更がある場合

（1）自己負担上限月額、疾病の変更及び医療機関の追加・変更の場合

個人番号の記載が必要な書類	番号確認が必要な方	身元確認が必要な方
医療費支給申請書（様式第1号）	申請者及び患児	申請者

（2）（1）以外の変更の場合

個人番号の記載が必要な書類	番号確認が必要な方	身元確認が必要な方
記載事項変更届（様式第6号）	申請者及び患児	申請者
世帯調書（様式第2号） ※世帯員の変更、追加または加入 保険が国保に変更になった場合	患児と同じ医療保険に加入している方（国保加入の場合のみ）	—

3. 医療証の再交付をされる場合

個人番号の記載が必要な書類	個人番号が必要な方	身元確認が必要な方
再交付申請書（様式第7号）	申請者及び患児	申請者

※いずれの場合も既に番号確認及び身元確認を行っている場合は、番号確認書類及び身元確認書類の提示は必要ありません。（申請書等の個人番号の記載は必要になります。）

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）により個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりましたので、ご理解のほど、よろしくお願いします。